

附録 「障害と開発」を理解するためのキーワード

アウトリーチ (Outreach)

リハビリテーション専門家が直接地域活動に出向く訪問型サービス。地域で活動するため、CBRと間違われることが多いが、基本的に医療モデルのIBRの延長線上にあるサービス。

(障害の)医療モデル

障害を人間の平均的な値からの逸脱ととらえ、平均的な値が正常という立場からこれを治療する対象と考えるモデル。

エンパワメント (Empowerment)

力を与えることという意味がおおもとの意味であるが、ここでは障害者が元来もっている能力を社会的抑圧などを取り除くことによって発揮できるようにするという意味で使われる。すでに『ジェンダーと開発』の領域でも使われている用語でもあるが、対象が異なるだけである。

開発アプローチ

慈善アプローチに対して、途上国のどこでも国家の目標とされる開発の過程から障害者を排除しない、開発過程の一員と考えるというアプローチである。開発アプローチは、国連ESCAPによって1980年代からアジア・太平洋地域で推し進められてきたが、いまだ十分にその趣旨は理解されているとはいえず、今後も引き続き、啓蒙が必要なアプローチである。

開発援助

「開発」の概念の変遷とともに変わってきているが、開発途上国・地域の発展を支援すること。当然、そこに存在する人たちは限定的にとらえられてはならず、障害者も含んだ発展 (Disability Inclusive Development) が考えなければならない。

ケイパビリティ・アプローチ (Capability Approach)

イギリスの経済学者、A. センが提唱している「～であること」や「～できること」というさまざまな「機能 (Functionings)」の達成可能性を表す「ケイパビリティ (Capabilities)」の幅によって人々のよい生 (Well-Being) や生活の質を直接捉えようとする視点・思考の枠組み。

言語集団

同じ言語を話す集団。手話の問題を考える際には、民族などよりも広いこうした概念を導入して考える必要がある。

権利アプローチ

国連の障害者の権利条約の議論を通じて醸成されてきたアプローチ。開発アプローチでは途上国という文脈が有効であったが、先進国も含めた文脈で、各国が課題とすべきなのは、障害者の権利が非障害者と同様に保障され、実現されるような

状況を作ることであるという考え方。

国際協力

国連の条約交渉の場では、各国間の協力を意味し、国家的な取り組みの支援や条約の目的達成のための加盟国間の援助を意味する。このため、開発援助の別名であるとして、欧州連合（EU）が障害者の権利条約の交渉でこの条文化に抵抗していたが、最終的には同条約に盛り込まれた。

慈善アプローチ

狭義では、障害者の問題を慈善（Charity）の問題として富裕層や国家が経済的余裕を振り向けるものとするのが慈善アプローチである。さらに障害者の問題を社会福祉の領域で実現すべきものとして、福祉予算のなかでのみ解決しようとすることも、障害を周縁的・個別的なものとする意味で、広義の慈善アプローチに入れられる。

ジェンダーと障害

『障害と開発』のなかには、ジェンダーの問題も当然、考慮されないとならない。途上国、障害者という二重の軛に加えて、もうひとつ女性という軛も抱えている人たちがいる。女性障害者の場合、妻としての社会的役割を担えないとして結婚の機会を奪われているようなケースのほか、逆に障害男性には非障害女性が妻としてあてがわれるような事実やセックスとは縁がなかったはずとされ、障害者がHIV/AIDS感染者の迷信的治療の対象にされるようなケースがある。

社会開発

経済開発ではとらえきれない社会的な側面から開発途上国の発展をとらえるアプローチ。経済開発より、より広いアプローチといえる。経済開発のなかで取り残された社会の部分、経済開発で十分に対応できなかった社会の部分にも注目して、社会全体としての開発を考える仕方である。

社会のバリアフリー化

障害者に利用しやすい公共施設や交通、情報通信などを整備すること。障害者の資源利用可能性（エイタイトルメント）を高める制度的基盤や条件の指標化がその指標として求められている。

（障害の）社会モデル

障害の医療モデルとは異なり、社会集団や周囲の社会環境を考慮する社会科学のアプローチ。このため、障害についても、個人の問題ではなく、社会と個人間の関係にこそ障害があるとして、社会の側での変革を求めるアプローチ。

集団モデル

当事者どうしの結びつきを重視し、その集団にとっての良好な環境を求めようとするモデル。個人が直接社会に対峙するという形ではなく、集団モデルは個人が帰属する集団にとっての良好な社会的環境を考えようとする考え方。

手話

手話は各国の音声言語とは独立した文法をもつろう者の自然言語である。国連の障害者の権利条約でも、コミュニケーション手段としてではなく、言語として認知され、手話教育の充実や各国の手話の標準化への取り組みが課題として盛り込まれた。また多くの国では、聞こえる人たちとろう者をつなぐ手話通訳の養成も急務である。

障害 (Disability)

古くは、機能不全や社会生活上の不便・逸脱のことを指していたが、1980年WHOが、Impairment (機能・形態障害)、Disability (能力障害)、Handicap (社会的不利) という3つの障害概念の整理・普及を行った。その後、障害の社会モデルの出現により、個人的なImpairmentと社会的に作られたDisabilityの2つの障害がいわれるようになった。『障害と開発』では、障害の社会モデルの立場に立って、障害は、個人に帰せられるものではなく、社会の側によって作られた「障害者をDisableするもの」に注目するという立場を取る。2001年にWHOが出したICFとよばれる新しい障害分類は、こうした社会モデルを反映した環境要因を含むものになっている。

障害学 (Disability Studies)

イギリスやアメリカで発達した障害当事者の視点にもとづく社会科学。従来の社会福祉学やリハビリテーション学がどちらかという、障害者個人への対応に重点をおいているのに対し、社会制度と障害者とのかかわりや、障害者を非力なものにおいやってしまう仕組みに注目する。特にイギリスで発達した障害学は、障害の『社会モデル』を強く打ち出し、国連等での障害者関係施策に強く影響を与えている。

障害者団体

障害をもつ本人あるいは障害によっては、その家族の人たちからなる団体も含む。

障害当事者団体ともよばれる。

(国連の) 障害者の権利条約

何度かの提案と否定を経ながら、ようやく2006年8月25日国連特別委員会で条約草案の採択に続き、2006年12月13日の国連総会において採択された。今後は、各国による批准を経て成立する予定である。世界人権宣言で出された普遍的な人権の確立だけでなく、児童や女性の権利と同様、新たに障害者にも権利が確認、確立されることとなったことの意義は大きい。

条約は、日本の国内法にも影響を及ぼすのみならず、「国際協力」についての条項が入ったことで、開発分野においても途上国における障害分野での同条約の内容の達成にどのように協力していくかという問題も今後、大きな課題となってくる。

障害調整生存年数 (DALYs)

Disability-Adjusted Life Years。世界銀行の『世界開発報告1993』(World Development Report 1993, World Bank 1993)等で参照された健康指標で、生命の質を調整した余命データを使った社会指標。

自立生活運動（IL運動）

障害者が施設のなかや、親の庇護・監督のもとではなく、障害者自身の自己決定と自己管理のもとに町のなかで生活すること。医療モデル的な誰からも支援を得ないで生活するという意味ではない。

人権

国連では、子供、女性の問題等が慈善アプローチではなく、人権アプローチのもとで取り組まれるようになってきている。障害者についても同じような方向が目指されており、障害者もまた非障害者と同じ権利をもつ人間として、開発のさまざまな分野に貢献できるようにするべきであるという考え方がその基盤にある。

西・中部アフリカ

ナイジェリアを中心にその周辺に広がるベナン、カメルーン、ガーナなどの国々。アフリカでろう者によるろう教育が行われ、1957年以降、30年間で13ヶ国に31校のろう学校が開設された地域。

人間開発指数

国連開発計画の『人間開発報告書』で用いられる発展の評価指数。個人の特性や能力と実際の生活の質を媒介する社会的文脈を十分に考慮することのない「生活の質」指標について、障害と生活能力の間にあるメカニズム（あるいは社会的排除のメカニズム）を明らかにしない危険性がある。

非障害者

本書では、通常の「健常者」といういい方ではなく、非障害者といういい方を用いる。これは、障害学の伝統に則ったいい方であるが、非障害者と障害者の間に、「健康」あるいは「健常」というバイアスをもつ区別を無意識にもちこむことが、社会の障壁のひとつであると考えているからである。

貧困削減

1990年代の国連の国際開発目標をまとめあげた国連ミレニアム開発目標（MDGs）は、2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させるというターゲットを掲げている。これにより貧困削減が、国際社会で共通して目指す目的となった。

複線アプローチ

ツイン・トラック・アプローチ（Twin Track Approach）。開発援助における「障害のメインストリーミング」と「障害者のエンパワメント」を開発援助というひとつの枠組みのなかで平行して推し進めること目指すアプローチ。

法律扶助

「法の下での平等」を実現し、市民の人権保障、特に社会的弱者の司法へのアクセスを保障するために行う扶助。司法へのアクセスとして有効な手段のひとつであるが、障害者の権利実現に結びついているのかどうかは各国の事例にもとづいて分析されなければならない。

メインストリーミング (Mainstreaming)

主流化という意味であるが、障害者を社会の周縁部に追いやるのではなく、その参加メンバーのひとりにしていくという意味。エンパワメントとともに『障害と開発』の分野で世界的に重要な要素とされている。

CBR (Community-Based Rehabilitation)

先進国で従来行われていたリハビリテーションは、大きなリハビリテーション施設を建て、そこに通所・入院することで障害者のリハビリテーションを行うというIBR (Institution-Based Rehabilitation) であった。しかし、開発途上国の環境、特に農村部が多い環境下では、そうした形のリハビリテーションは立地や財政の面でも現実的ではない。これによってかわるのが、WHO, ILO, UNESCOによって提唱されたCBRである。地域コミュニティのなかでのリハビリテーションを目指す。

地域社会のなかに小さな拠点を作ることで分散的で、生活の場そのものを変えていくというリハビリテーションを実現していこうというもの。地域開発の戦略のひとつとして位置づける努力もされている。

DID (Disability Inclusive Development)

開発途上国における開発過程は障害者も含んだものでなければならないとする考え方。ここでのポイントは、それをあえて強調しておかないと、ともすれば障害者のことが開発政策やプロジェクトの立案などで忘れられがちとなるということである。また非障害者のみを想定したプロジェクトを作ったあとで、障害者の参加が可能な条件をあとから揃えようとすると、コスト高になるケースの方が多いことも忘れてはならない。

IBR (Institute-Based Rehabilitation)

従来から実践されている中央集権型アプローチの手法。障害者自身が施設まで出向いてサービスを受けるという形態をとる医療モデルでのトップダウンのアプローチ。

<参考文献>

- 石川准・長瀬修編 [1999] 『障害学への招待』 明石書店。
 オリバー, M. [2006] 『障害の政治——イギリス障害学の原点』 明石書店。
 久野研二・中西由起子 [2004] 『リハビリテーション国際協力入門』 三輪書店。
 コーリッジ, P. [1999] 『アジア・アフリカの障害者とエンパワメント』 明石書店。
 ドリージャー, D. [2000] 『国際的障害者運動の誕生』 エンパワメント研究所。
 長瀬修・川島聡編著 [2004] 『障害者の権利条約——国連作業部会草案』 明石書店。
 バーンズ, C./J. マーサー/T. シェイクスピア [2004] 『ディスアビリティ・スタディーズ』 明石書店。

附録 「障害と開発」年表

＜障害＞		＜開発＞
1880年	ミラノろう教育会議（手話教育の否定）	
1950年代	1. 第2次世界大戦後……ケアの専門化、隔離の強化 貧困の悪循環（罠）を打破する経済成長によって所得や雇用機会が社会全体に浸透する（「トリックルダウン」と考えられた）	1948年 「世界人権宣言」（UN） 経済発展
1951年	世界ろう連盟（WFD）設立 医療リハビリの発展……理学療法、作業療法、特殊教育、義肢・装具の関連分野に分かれて発展 隔離の推進……途上国でも施設を建設	1966年 「国際人権規約」（UN）
1960年代	1960年 ストーキーがアメリカ手話の言語学的研究の最初の本を出版	経済発展の継続 伝統的社会的弱体化
1970年代	2. 1970年代……施設収容と特殊教育に対する疑問・親や家族中心の運動 貧困層を直接対象にしたアプローチが提案され、インフォーマル部門、ベーシック・ヒューマン・ニーズ、矯正技術等が提案された	1971年 「精神障害者の権利宣言」（UN） 1975年 「障害者の権利宣言」（UN）
1972年	欧米でトータル・コミュニケーション（TC）によるろう教育普及 アメリカの自立生活センター第1号誕生	
1976年	全米ろう学校長会議がTCを採択 WHO：IBR（Institution-based rehabilitation）からPRC（primary health care）にもつづいたCBRへの転換	
1977年	アルマ・アタ宣言（WHO）	
3. 1980年代……“for”ではなく“of”の時代の到来	市場指向が強まり途上国の構造調整（民営化や社会支出削減）が行われる一方で「持続可能な発展」が1987年に提案された	
1981年	「国際障害者年」（UN） ・完全参加と平等（Full Participation and Equality） ・途上国を含めた世界レベルでのインバクト	
1981年	DPI（Disabled Peoples' International、障害者インターナショナル）の誕生 ・RI（Rehabilitation International）の専門家主導のあり方に異議を唱えて死没 ・Vox Nostra（Voice of Our Own）のスローガン	
1982年	「障害者に関する世界行動計画」（UN） ・障害予防、リハビリテーション、社会の均等化の概念 ・リハビリテーションの新しい定義	
1983-1992年	1987年に実行をモエニターするための専門家会議の開催 ・途上国の障害者成果が一部出ていたことのみ報告（障害者自助団体の設立等）	
1983年	ILO「障害者の職業リハビリテーションおよび雇用に関する条約」採択	
1988年	キャロリーナ大学長選/ストライキ（Deaf President Now）	
1989年	CBRマニュアル発行（WHO）	1989年 「子どもの権利条約」（UN）

